

ふるさと納税返礼品取扱要領

平成27年3月31日 市長決裁

平成30年2月9日 一部改正

令和5年4月20日 一部改正

1 趣旨

この要領は、ふるさと納税寄附金の増加をめざすとともに、市のシティプロモーション活動の一環として市の魅力をPRし、地域の活性化、地域振興を図るため、ふるさと納税をした寄附者への返礼品及び返礼品取扱い事業者の募集、その他の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

2 返礼品

下記要件のいずれかに該当するもの

- (1) 平成31年総務省告示第179号の第5条に規定する基準を満たすものや役務
- (2) 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号)に沿ったものや役務
- (3) 久喜市のPR目的で生産されたオリジナルグッズ
- (4) 前各号に掲げるものほか、市長が特に必要とみとめるもの

3 返礼品取扱い事業者

- (1) 久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。
- (3) 前各号に掲げるものほか、特に市長が必要とみとめるもの

4 募集

定期的に市広報紙、HP等により募集する。

5 選考

応募のあった返礼品とその取扱い事業者については、市及び市が別途協定を締結した代行事業者と協議の上選考し、市において決定する。

6 その他

代行事業者は、民間事業者の視点から、返礼品取扱い事業者との調整や返礼品としての商品開発を積極的に行うこととする。